- ○本事業では、高いインバウンド効果等が期待できる国・地域を選定した上、**制作した映像コンテンツを所定の情報** 発信媒体(放送・配信)で一括して情報発信し、その効果を検証します。
- 〇また、地域における地方自治体・地場産業等(以下「情報発信主体」という。)とローカル放送局・CATV事業者等(以下「映像制作者」という。)との情報発信に係る連携を促進する観点から、各総合通信局の地域ブロックをベースとした説明会等を開催して情報発信主体と映像制作者の案件形成を促し、**映像企画の共同申請や案件形成の検証結果を地域にフィードバックすることで**、映像コンテンツを活用した地域における情報発信サイクルの構築を目指します。

実証事業のイメージ

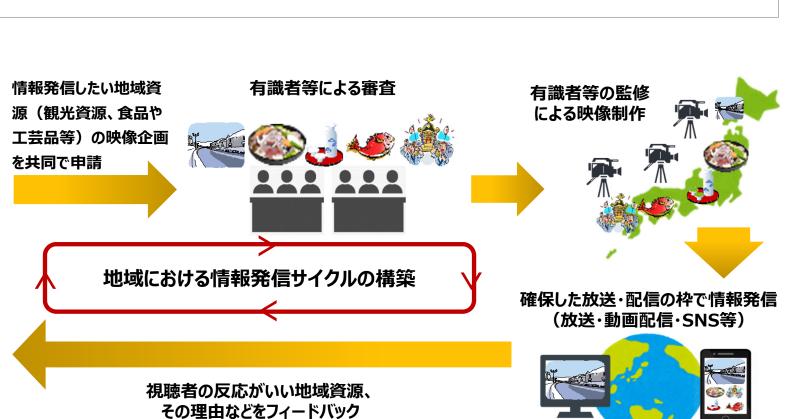
情報発信主体

(地方自治体、観光協会、 地場産業等)



映像制作者

(ローカル放送局、CATV、 地域の映像制作会社等)



本事業の公募申請に係る要件・制作するコンテンツ等の概要

○ 本事業では、事務局が確保した以下の情報発信媒体において、定められた要件に従って情報発信することを 希望する申請者を募集しました。申請に係る主な要件や制作するコンテンツ等に関する概要は以下のとおりです。

公募申請に係る主な要件

- 当該地域に根ざした情報発信主体が申請することとし、必ず情報発信主体1団体(個人及び民間企業の申請は不可)と 映像制作者1団体(個人は不可)が含まれる体制を構築すること。
- <u>情報発信主体は、</u>海外にPRしたい地域資源が具体的に定まっており、<u>海外展開のターゲット国・地域として米国への展開が</u> 含まれていること且つ英語を母国語とする外国人観光客の受け入れ体制が整っていること。
- 申請団体は、原則、各総合通信局等の地域ブロック内での体制とすること。

情報発信媒体・制作コンテンツ等に関する概要

実証国	アメリカ合衆国(米国)
情報発信媒体(放送・動画配信サービス)	■放送 Discovery Channel(1映像あたり15回放送予定) Travel Channel(1映像あたり19回放送予定) ■配信 Discovery公式YouTubeチャンネル※(1映像あたり約110,000インプレッション) ※米国の視聴者のみに配信。
制作するコンテンツ	【短編】30秒(実証国放送・配信用)1種 ※実証国放送用と配信用を別々に制作することも可能 【長編】2~3分程度(申請者Webサイト掲載用) 1種 ▶ 原則、英語ナレーションで制作のこと。 ▶ 最終成果物は総務省に帰属※するため、出演者・音楽等の権利処理にはご注意ください。 ※本事業終了後、総務省と協議のうえで情報発信主体及び映像制作者による映像の活用は可能とします。
放送·配信時期	2024年12月~2025年2月(順次放送·配信)